

第一百五十六回
国

午前十時開会

六月二十六日

鈴木

辞任

月三十日

青木

出席者は左

理事

委員

部
法

第三部 法務委員会會議錄第十八号 平成十五年七月一日 【参議院】

に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に

的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 裁判の迅速化に関する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法案を一括して議題といたします。

まず、三案について政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) まず、裁判の迅速化に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であることに加え、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっております。この法律案は、このような状況にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とするものであります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとしております。そして、この制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増

加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士体制の整備等により行われるものとするともに、裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならないものとしております。

第二に、裁判の迅速化に関する国の責務について所要の規定を置くとともに、政府においても所要の措置を講じなければならないものとし、日本弁護士連合会の責務についても所要の規定を置いております。

第三に、裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとし、当事者等は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、手続上の権利は誠実にこれを行使しなければならないものとしております。

第四に、最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を二年ごとに国民に明らかにするため公表するものとするともに、検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって適切な活用が図られなければならないものとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

次に、民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の民事訴訟法は、民事訴訟を国民に利用しやすい、分かりやすいものとする等のために平成八年に制定されたものでありますが、近年の社会経済情勢の変化に伴う民事紛争の複雑・多様化を踏まえ、民事裁判の一層の充実及び迅速化が求められております。例えば、争点が多数であるような複雑な事件や、その解決のために専門的な知見を要する事件が増加しており、これらの事件への対応を強化する必要があるとの指摘がされております。

そこで、この法律案は、民事裁判を国民がより

利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟手続を改善しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、計画審理の推進を図ることであり、具体的には、裁判所及び当事者には訴訟手続の計画的な進行を図る責務があることを明らかにするとともに、裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないこととしております。

第二は、訴えの提起前における証拠収集手続を拡充することであり、当事者が訴えの提起前に必要な証拠や情報を入手することができるようになるため、訴えの提起前においても、相手方に対して照会をすることができるようになること、相手方に対して文書の送付を嘱託することができるようになること、訴えの提起前における証拠収集手続を拡充してまいります。

第三は、専門委員制度を設けることであり、民事関係事件や建築関係事件等の審理において医療、建築等についての専門的な知見が問題となる場合において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を求め、必要な説明を聴くことができることとしております。

第四は、特許権及び実用新案権等に関する訴えについて、その管轄を専門的な処理体制が整備されている裁判所に専属化することであり、これからの訴えについて、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化することにより、裁判所の専門的処理体制の一層の強化を図ることとしております。

第五は、少額訴訟に関する特則を適用することとできる事件の範囲を拡大することであり、少額訴訟に関する特則を適用することができるようになる範囲を定める訴額の上限額を三十万円から六十万円に引き上げることとしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則

の改正等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

最後に、人事訴訟法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

複雑・多様化する我が国の社会において、司法機能の充実の重要性はますます高まっており、民事裁判の一層の充実及び迅速化が求められております。民事訴訟の一類型である人事訴訟については、現在、家庭裁判所で調停が行われ、これが不成立となると地方裁判所に訴えを提起することとされており、手続を国民が利用しにくいと指摘されております。また、人事訴訟の手続についても、明治三十一年に制定された現行の人事訴訟手続法の規律を改めて、より適正かつ迅速な審理を可能にする必要があると指摘されております。

そこで、この法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟に関する手続について、現行の人事訴訟手続法を廃止して、新たな法律を制定しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、人事訴訟の家庭裁判所への移管を行うこととあります。具体的には、離婚、認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができるようになることとしております。

第二は、家庭裁判所調査官制度の拡充であります。離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについて、家庭裁判所調査官の調査を活用することができるようになることとしております。

第三は、参与員制度の拡充であります。人事訴訟の審理及び裁判に国民の良識を反映させるた

め、国民の中から選任された参与員の関与を求め、その意見を聴くことができるようにすることとしております。

第四は、人事訴訟手続の見直しであります。具体的には、当事者尋問等について、憲法が定める範囲内において公開停止の要件及び手続を明確に規定することや、裁判上の和解により離婚又は離縁をすることができるようになることなど、人事訴訟手続を全面的に見直すこととしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の改正等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○委員長(魚住裕一郎君) 次に、裁判の迅速化に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴取いたします。衆議院議員山花郁夫君。

○衆議院議員(山花郁夫君) だいたい議題となりました法律案に対する衆議院における修正部分について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、裁判の審理の充実は裁判の迅速化の前提であるということを確認するため、第一条の「目的」について、「公正かつ適正な手続」の表記を「公正かつ適正で充実した手続」の表記に改めようとするものであります。

第二は、裁判の迅速化の実現により、当事者の正当な権利義務が害されることのないようにするため、第七条の「当事者等の責務」について、「当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。」との規定を付け加えようとするものであります。

第三は、最高裁判所による検証は外部の有識者による客観的な判断が不可欠であることを明確に

するため、第八条の「最高裁判所による検証」について、「総合的かつ多角的な検証」の表記を「総合的、客観的かつ多角的な検証」の表記に改めようとするものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十九分散会

(参照)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(案)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

二 現に婚姻をしていないこと。

三 現に子がいないこと。

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用については、同法第九条第一項申類に掲げる事項とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があ

ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置)

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三の次に次の一条を加える。

第二十条の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第号)第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

理由

性同一性障害者が置かれている状況等にかんがみ、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年七月四日印刷

平成十五年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B